

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
2009. 89	<p><u>1. ココナツウォーター (ココナツジュース)</u></p> <p>本品は、未熟なココヤシの実から得られた液体 (99.95%) に、砂糖 (0.05%) が添加されたものである。砂糖は異なるココヤシの実の間の風味を調整するために添加されている。本品は、290 ml の小売用ガラス瓶入りのものである。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)
2106. 90	<p><u>34. ローズヒップジュース</u></p> <p>本品は、ローズヒップ (100%) から作られた、茶色の粘性のある濃縮された液状のものである。本品は、水を加えて果実を挽いた後、熱処理並びに加圧、ろ過、殺菌、濃縮及び滅菌することによって得られる。本品は、飲料及び食品製造の原料として使用されるものである。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)
2530. 90	<p><u>2. 白色流動性粉末</u></p> <p>本品は、無水硫酸二ナトリウムの含有量が全重量の 99.2% を超えるものである。本品は、冬期の低温によって天然の湖の塩水が結晶化したミラビライト (mirabilite) (硫酸二ナトリウム・10 水和物) の表面に野外において自然に形成されるテナルダイト (thenardite) (無水硫酸二ナトリウム) を機械を用いて収集することによってのみ得られる。本品は、包装する前に、目開き 0.65 mm のふるいに通される。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p><u>2833. 11／1 参照</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

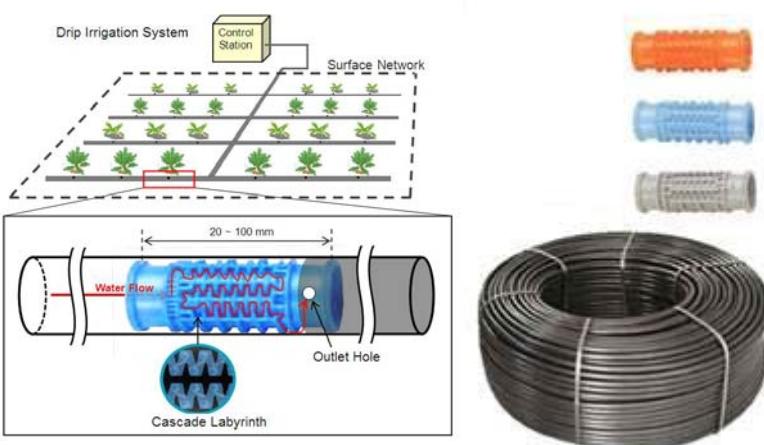
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
2833. 11	<p><u>1. 白色流動性粉末</u></p> <p>本品は、無水硫酸二ナトリウムの含有量が全重量の 98.5% を超えるものである。本品は、自然脱水の結果として野外において形成されるミラビライト (mirabilite) (硫酸二ナトリウム・10 水和物) とテナルダイト (thenardite) (無水硫酸二ナトリウム) との混合物を収集した後、工場へ送り、溶融 (水分の除去)、遠心分離及び乾燥処理することにより得られる。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p><u>2530. 90／2 参照</u></p>	(新規)
3901. 40	<p><u>1. 白色の細粒</u></p> <p>本品は、直鎖状低密度ポリエチレン (80%) 及び天然のシリカ (20%) から成るもので、比重は 0.92 である。本品は、2 つの原料の混合及び溶融の後、押出処理によって得られる。押し出されたものは冷却され細粒状に切断される。本品は、25 kg の袋詰めにして提示される。</p> <p>本品は、スーパーマーケット用袋の製造に主に使用される 2 層のポリエチレンフィルムの表面の接触を少なくさせるプラスチック製品の製造のための添加物として使用される。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
3917.21	<p><b>1. プラスチック（ポリエチレン）製の穴あき管</b></p> <p>本品は、横断面が円形で、特定の間隔で穴があり、プラスチック製滴水器を装備している。滴水器は、圧力補正のための特別な構造を有している。本品は、滴水かんがい装置（drip irrigation systems）の地表機構（surface network）として使用するために、特別に設計及び配備されたものである。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>  <p>The diagram illustrates a Drip Irrigation System. It shows a 'Control Station' connected to a 'Surface Network' of pipes above ground, which then connect to a buried 'Drip Irrigation System'. This underground system is shown in a cross-section, featuring a 'Cascade Labyrinth' (a wavy tube) where 'Water Flow' passes through to an 'Outlet Hole'. The distance between outlet holes is indicated as '20 ~ 100 mm'. To the right of the diagram, there is a coiled black tube, likely the perforated tube mentioned in the text, with three smaller colored tubes (orange, blue, and grey) shown above it.</p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
3924.90	<p><b>5. 廃棄物収集容器</b></p> <p><u>本品は、バケツの形状をした、容量が 6.5 リットルの全体がプラスチック製の容器であり、廃棄物を捨てるためのストリップが内張りされた開口部の付いた蓋と取っ手を備えている。</u></p> <p><u>本品は、鋭利な医療廃棄物（注射針、メス等）の収集に使用される。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 		(新規)

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
3926.90	<p><u>13. プラスチック製の人工爪</u></p> <p><u>本品は、「付け爪 (false nails)」としても知られ、様々な又は同一の大きさのもので、セットにされており、接着剤を用いて爪に直接貼り付けた後、適切な形状にトリミング及び成形するよう</u>に設計されている。本品は、自然な外観であるか 又は装飾性があり、取り除かれるまでおおよそ 7 日間から 10 日間は爪に付けて使用することができる。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>		(新規)



新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
8415. 10	<u>2.</u> 床置型スプリットシステムのエアコンディショナー  (省 略)	8415. 82	<u>1.</u> 床置型スプリットシステムのエアコンディショナー  (同 左)
8415. 82	<u>1.</u> 一体構造型ポータブルエアコンディショナー  (省 略)	8415. 82	<u>2.</u> 一体構造型ポータブルエアコンディショナー  (同 左)

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
8432.29	<p><u>1. 4-4 ブレード (2+2) 及び乾燥地用ディスクブレード (土壌耕作用の作業器具)</u></p> <p><u>本品は、駆動ユニット（一軸トラクター）の駆動軸に装着され、ロータリー耕に使用するように設計されたものである。本品は駆動ユニットに装着されずに、駆動ユニットとともに一つの箱に入れて提示される。</u></p> <p><u>土壤耕作用の作業器具とともに提示される駆動ユニット（一軸トラクター）は、分離して分類される。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p><u>8701.10/1 参照</u></p>	(新規)



新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
8473.30	<p><u>3. カラー液晶ディスプレイ (LCD) モジュール</u></p> <p><u>本品は、幅 228 ミリメートル、高さ 149 ミリメートル、厚さ 2.4 ミリメートルの物品で、携帯用の自動データ処理機械（タブレットコンピューター）に組み込まれるように設計されたものである。</u></p> <p><u>本品は、10.1 インチ（25.65 センチメートル）の薄膜トランジスター（TFT）アクティブ・マトリクス液晶ディスプレイパネル、発光ダイオード（LED）バックライトユニット及びフレキシブルプリント回路基板（FPCB）から成るもので、主要機器とディスプレイモジュールとの間のインターフェースを提供するとともに、電圧をモジュールが使用可能なレベルに変換し、ディスプレイパネルの機能を制御するための電子回路を有する。</u></p> <p><u>本品は、次の以下の基本的な特徴を有している。</u></p> <p><u>一表示モード：ノーマリーブラック</u></p> <p><u>一解像度：1280×800 ピクセル、画素ピッチ 0.1695×0.1695 ミリメートル、最大 1620 万色</u></p> <p><u>一平均白輝度（標準値）：400 キャンデラ／平方メートル</u></p> <p><u>一コントラスト比（標準値）：900：1</u></p> <p><u>一応答速度（最大）：45 ミリ秒</u></p> <p><u>一画素配列：RGB 縦ストライプ</u></p> <p><u>一表示領域：横 217 ミリメートル×縦 136 ミリメートル</u></p> <p><u>一電源電圧（最大）：Vcc=5 ボルト</u></p> <p><u>一インターフェース：低電圧差動信号（LVDS）（DDK 45 ピン）</u></p> <p><u>本品は、あらかじめ決められたデジタルインターフェースによる実効（native）解像度の信号のみを再生することができ、入力信号をリサイズし、変換し及び適応させることはできない。</u></p> <p><u>通則 1（第 16 部注 2（b））及び 6 を適用</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

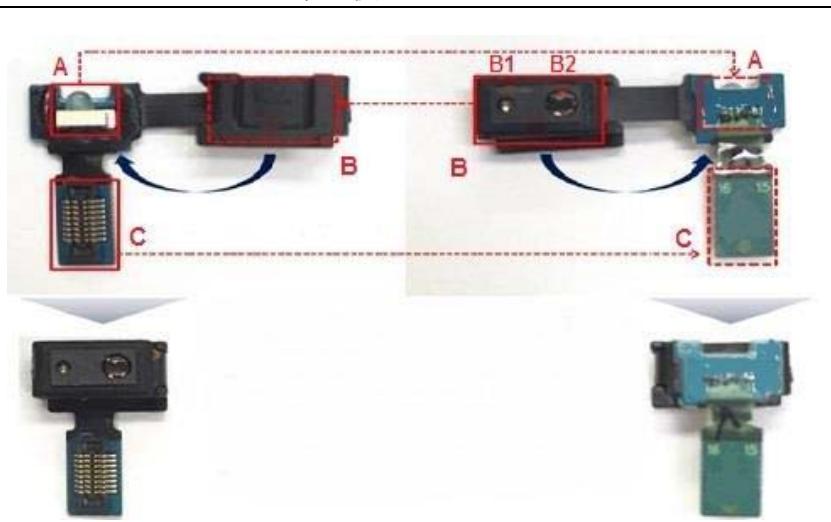
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8517.70</p> <p><u>4. 携帯電話に取り付けられるように設計されたアセンブリ</u></p> <p>本品は、以下の構成部品を内蔵したプラスチックフレームから成る。</p> <p>(i) 電話機のスクリーンに触れることなく使用者の手の動きを捉えるためのジェスチャーセンサー。発光ダイオード（発光領域）及びセンサー（受光領域）から構成されるチップ型のものである。</p> <p>発光ダイオード（LED）が赤外線を発し、手から反射された赤外線をセンサーが受けることで、使用者のジェスチャーを認識する。</p> <p>(ii) テレビ、セットトップボックス等の外部機器の機能を遠隔制御するための赤外線信号を発生させる赤外線 LED</p> <p>(iii) 本品と電話機のメインボードとを相互接続するためのコネクター</p> <p>(iv) 本品の構成部品を支持し、電気的に接続するためのフレキシブルプリント回路基板</p> <p>ジェスチャーセンサー及び赤外線 LED は別々に機能する。</p> <p>通則 1（第 16 部注 2（b））及び 6 を適用</p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
 <p> <u>A</u> 赤外線 LED  <u>B</u> ジェスチャーセンサー  <u>B 1</u> 発光ダイオード（発光領域）  <u>B 2</u> センサー（受光領域）  <u>C</u> 本品と電話機のメインボードとを相互接続するためのコネクター     </p> 	

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

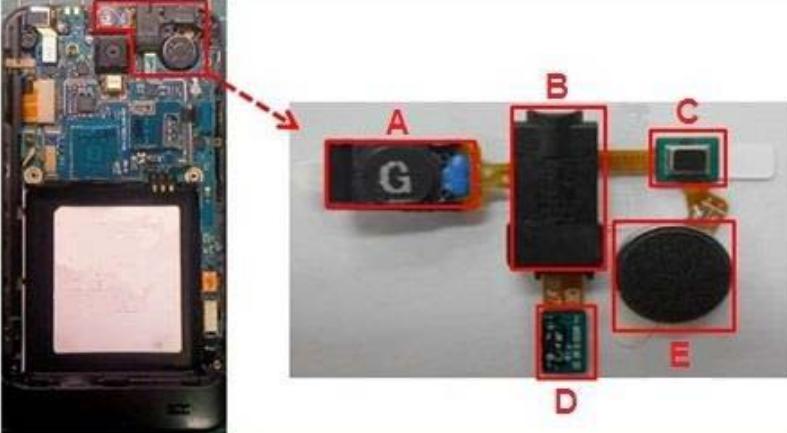
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8517. 70 <u>5. 携帯電話に取り付けられるように設計されたアセンブリ</u></p> <p>本品は、以下の構成部品から成る。</p> <p>(i) コイル及び磁石から成り、電源が入っている間、機械的振動を発生させるリニア振動モーター。「サイレント」モードにおいて使用される。</p> <p>(ii) 拡声器（又は受信機）(12.1 ミリメートル×7.1 ミリメートル×3.5 ミリメートル、有効周波数帯 300 ヘルツ～3.4 キロヘルツ)。通話中、入力電気信号を音声信号に変換することにより、通話相手の声を再生する（ベルの音、音楽等のその他の音や信号は、他の拡声器を通じて再生される。）。</p> <p>(iii) 周囲の音（例えば、ビデオ撮影時）を電話機で使用される電気信号に変換するマイクロホン（電話機の下部に取り付けられている別のマイクロホンは、通話のために使用される。）</p> <p>(iv) 外部ヘッドホン及びイヤホンと接続するためのコネクター</p> <p>(v) 本品と電話機のメインボードとを相互接続するためのコネクター</p> <p>(vi) 本品の構成要素を支持し、電気的に接続するためのフレキシブルプリント回路基板 振動モーター、拡声器、マイクロホン並びに外部ヘッドホン及びイヤホンと接続するためのコネクターは別々に機能する。</p> <p>通則 1（第 16 部注 2（b））及び 6 を適用</p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
 <p><u>A</u> <u>拡声器</u> <u>B</u> <u>外部ヘッドホン及びイヤホンと接続するためのコネクタ</u> — <u>C</u> <u>マイクロホン</u> <u>D</u> <u>本品と電話機のメインボードとを相互接続するためのコネクター</u> <u>E</u> <u>振動モーター</u></p>	

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>8603. 10 1. 連結されていない3両の鉄道用の客車</u></p> <p><u>本品は、2両の電動式の客車（“M-Cars”）及び1両の付随車（“T-car”）から成り、各車両は、長さ 22.6 メートル、幅 2.9 メートル、高さ 3.8 メートルである。連結後の3両の客車は、Electric Multiple Unit (EMU) としても知られ、都市鉄道用の動力分散型のけん引システム (distributed traction system) に使用される。</u></p> <p><u>T-Car の上部のパンタグラフにより供給された電気は、メイントランスフォーマーを経て M-Cars のコンバーターに送られる。コンバーターにより電流は交流から直流に変換されてインバータへ送られ、インバーターにより、直流が電動機を動かすための三相交流に変換される。</u></p> <p><u>通則 1、2 (a) 及び 6 を適用</u></p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
8701. 10	<p><u>1. 電源付きの駆動ユニット（一軸トラクター）</u></p> <p>本品は、1つの駆動軸、内燃機関（単気筒、4ストロークサイクル、空冷式、最大出力4.8キロワット（6.5馬力）又は4.4キロワット（6.0馬力）／（3600回転／分）、燃料タンク（6.5リットル又は3.5リットル）及びハンドルバータイプのステアリングを有する。これらのユニットは分解されて、2つのタイヤ付き車輪、4-4ブレード（2+2）及び乾燥地用ディスクブレードとともに一つの箱に入れて提示される。</p> <p>本品は、互換性を有する異なる器具（本品とともに提示されない畠立て機、プラウ、溝掘り用の刃（ditching blade）等）とともに使用するように設計されたもので、短距離の運搬又は固定式の原動機としても使用できる。</p> <p>本品とともに提示される4-4ブレード（2+2）及び乾燥地用ディスクブレードは、分離して分類される。</p> <p>通則1（87類注2）、2（a）及び6を適用 8432.29／1参照</p>	（新規）

